



Title	道幸哲也教授の経歴と業績
Author(s)	加藤, 智章; Kato, Tomoyuki; 斉藤, 善久 他
Citation	北大法学論集, 61(6), 223-247
Issue Date	2011-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/45122
Type	departmental bulletin paper
File Information	HLR61-6_009.pdf



道幸哲也教授の経歴と業績

加藤智章
齊藤善久
国武英生

道幸哲也教授は、二〇一一年三月三十一日をもって、北海道大学大学院法学研究科を定年退職される。道幸教授は、昭和四五年北海道大学法学部を卒業後、北海道大学法学部助手、小樽商科大学助教授を経て、昭和五八年から二八年間にわたり、北海道大学法学部・法学研究科において助教授・教授として勤務してこられた。この間、法学部、大学院法学研究科および法科大学院の教育に携わるとともに、学部、大学院および全学において、学生部委員やセクハラ相談員など各種委員を務められた。

教育面では、学部においては、労働法、労働法演習など、法学研究科および法科大学院では、労働法特殊講義、労働法など

を担当された。特筆すべきは、労働法判例研究会を長年にわたり主宰してこられたことである。この研究会は、故保原喜志夫名誉教授と院生であった道幸教授とがはじめたもので、判例研究を中心に、労働法および社会保障法を専攻する院生を鍛える道場ともいべき場であった。この研究会は、先生の著作活動と同様、精力的に開催されてきた。自由闊達な雰囲気のか、議論が議論を呼ぶ、研究会である。

さらに、研究とも密接に関連することであるが、一九八三年から現在に至るまで、北海道労働委員会の公益委員を、そして二〇〇九年からは同委員会会長を務められてきた。アメリカ不

当労働行為の研究を修士論文にまとめられて以来、特に集团的労働関係法を専門としてこられた先生にとつて、まさに理論と実践とを結ぶ社会活動といえよう。また、北海道最低賃金審議会委員を昭和五八年から務めておられ、さらに、専門の労働法関係にとどまらず北海道や札幌市の各種委員会を歴任してこられた。

このほか、日本労働法学会では長らく理事を務められ、二〇〇四年一月から二〇〇六年四月まで代表理事を務められた。また、二〇〇七年一月には、特定非営利活動法人「職場の権利教育ネットワーク」を設立し、「二五歳のワークルール」(旬報社、二〇〇七年)に連なる労働法の権利教育を实践すべく、代表理事として活動の前面に立たれている。

以下、先生の業績を集团的労働条件決定システムと個別的労働関係法に大別して概観してゆきたい。

一. はじめに

道幸教授は、アメリカ不当労働行為制度、わが国集团的労働関係法および個別的労働関係法という広範な分野の研究を、一貫した問題関心の下で展開してこられた。すなわち、労働組合

制度の活用を中心的メソッドとする、労働者の権利の保護と実現である。特に、「できるだけ組合分裂を回避し、組合内部の対立を民主的に調整し、同一組織に多くの従業員(組合員)を結集すべきである」(『労使関係法における誠実と公正』(旬報社、二〇〇六年) 二二五頁) という、大組合中心主義とも言うべき立場からこれを論じておられる点が特徴的である。

道幸教授の研究業績は、おおきく①団体交渉を中心とする集团的労働条件決定システム(不当労働行為制度もここに含まれる)および②個別労働者の権利保護に関するものに分けられる。主たる研究手法は、①関係法制度に関する歴史分析と現状分析、および②膨大な裁判例の分析による判例法理の抽出と検討である。その多くにおいて、新たな法制や法理論研究の進むべき方向および課題を学界に提起するスタイルにより自身の見解を示してこられた。

以下、教授のこれまでの研究の大きな流れと特徴的な内容について、ご紹介する。

二. 集团的労働条件決定システム

1 不当労働行為制度(アメリカ法研究)

道幸教授がその研究生生活の初期に取り組まれたアメリカ不当労働行為制度に関する研究は、「アメリカにおける『不当労働行為制度の形成』(一)(二)」(北大法学論集二四巻二号、三号(一九七四年))や、『不当労働行為救済の法理論』(有斐閣、一九八八年、冲永賞受賞)などとして結実している。このうち後者は、特に「公権理論」の視点から①「不当労働行為制度によって保護される『権利』の性質」(同書第一編)、②「救済命令法理の形成と展開」(第二編)および③「アメリカ不当労働行為制度を支える法理」(第三編)を分析するものである。同書においては、アメリカの不当労働行為制度が「公益」の保護を目的とするものであること、また、右の目的から、回国においてはわが国の労働委員会に相当するNLRBに告発と判定の両権限を付与する行政主導型の事件処理システムが採用されていることなどが指摘されている。

道幸教授がアメリカ不当労働行為制度の研究から多くのアイデアを得られたことは確かである。しかし、同制度の目的と道幸教授の基本的問題関心にはこのような根本的相違のあることに注意が必要だろう。

2 不当労働行為制度(日本法研究)

労働委員会命令が裁判所によって取り消される事態の多発、さらに不当労働行為事案が民事事件として裁判所に提訴されるケースも現れてきたことなどを背景として、道幸教授はわが国における不当労働行為の司法救済の問題点を鋭く批判し、行政救済法理の独自性を主張し続けてこられた。「不当労働行為救済法理の独自性」(中央労働時報九二三号(一九九七年)二頁以下)、『不当労働行為の行政救済法理』(信山社、一九九九年)などがこの領域に関する代表的な業績と言える。

このうち、たとえば『不当労働行為の行政救済法理』においては、不当労働行為救済法理における行政救済法理と司法救済法理の混在状況が明らかにされるとともに、この混在が独自の行政救済法理の確立を阻害し、労働委員会命令の取り消し判決増加の原因の一つとなっていることが指摘されている(ほかにも、『二世紀の労働組合と団結権』日本労働法学会編『講座

二一世紀の労働法第八卷 利益代表システムと団結権』(有斐閣、二〇〇〇年) 一二頁など)。また、手続き上の原因として、取消訴訟における新主張、新証拠の提出が制限されていないこと、の「アン・フェア」性や、労働委員会に不当労働行為の成否に関する要件裁量が認められていないことの問題点なども厳しく批判されている。

3 団結権・団交権

道幸教授は、労働者の権利と利益を公正に代表し、これを実現しうる主体としては、一定以上の組織率を有する労働組合においてほかにないと考えてこられた。

団結権にかかわる特徴的な主張のひとつが、ユニオン・シヨップ協定(ユ・シ協定)有効論である。次のように述べて、ユ・シ協定の有効性を擁護しておられる。「たしかに労働者の自己決定や組合の任意団体性からなされるユニオン・シヨップ協定無効論にはかなりの説得力はある。組合と労働者との関係からはそういえそうである。しかし、労働組合は、意見の同一性ではなく、職場における『利害の同一性』がその存立基盤である。

また、その集団を前提にして交渉相手たる使用者と『対峙している』と指摘される。したがって、一定の団結強制による集団

的労働条件決定システムの構築は適切な組合機能を維持するうえで不可欠であり、憲法二八条の予定するところといえる(『労働組合の変貌と労使関係法』(信山社、二〇一〇年) 一二頁)。

また、団交権については、特に労働契約法の制定過程において職場全体の労働条件決定システム(不利益変更を含む)としての新たな従業員代表制度が打ち出されたことを契機として、その対案などの形をとりながら、「(少数組合に比しての)優先的団体交渉権や協約の拡張適用制度の適用等」や「アメリカ法的な排他的交渉代表制度」の導入という選択肢を示してこられた(同書三七頁他)。もつとも、このようなアイデアは、わが国においてあらゆる組合に団交権を平等に保障していることが多様な「労労使」間紛争の原因となっている(「団体交渉権の法的構造」『講座二世紀の労働法第八卷 利益代表システムと団結権』(有斐閣、二〇〇〇年) 六八頁他)との認識や、労働組合弱体化の現状に対する危惧などを背景に、従前から温めてこられたものに他ならない。

以上のうち、特にユ・シ協定に関する道幸教授の主張は、学界においてほとんど孤立無援の状況にさらされてきた。ゼミの学生にもなかなか理解されない議論であったと言える。しかし、実質的な交渉力を有する労働組合の存在は、労働法制全体の重

要な存立基盤に他ならない。労働者の個別分断化と労働組合の組織率低下が進む現在、道幸教授の主張は、わが国の労働法、労働運動そして労働法学の将来を考える上で、極めて重要な方向性を提示するものと言うべきである。

4 公正代表義務

派遣労働の拡大などにもなう就業構造の変化と労働者集団内部における階層分化、労働者の価値観の多様化と個人主義化が互いに影響しながら急速に進行した結果、職場における労働者の集団的な意思の統一や調整は非常に困難になっている。他方、労働協約や就業規則による労働条件の集団的な不利益変更が広く行われ、特に後者については労働契約法において法制化されるに至り、組合員、さらには当該職場の労働者全体の意思や権利、利益を代表する主体およびその方法の在り方の検討が緊急の課題となっている。

道幸教授は、最も適切な労働者代表主体である（とお考えになる）労働組合が、その付与された権限に応じた公正代表性を備えることの必要性を、対象事項の性質ごとに明らかにしてこられた。これは、「労働組合運動は、結局多数の労働者を組織化し、かつ支持と納得を得なければ弱体化し、十分な役割を發

揮しえ」ず、「そのためには、多様な組合員の種々の利益を公正に代表することが不可欠である」との考え（前掲・『労使関係法における誠実と公正』一二二五頁）に立脚する研究である。ユ・シ協定の有効性を主張されるうえで団結強制の正当性に「説得力」を加えるものでもある（同書一二三二頁）。従来の公正代表義務論がもつばら組合の内部運営に着目するものであったのに対して、「組合の内部運営と団交、協約法理を結びつけようとした点に特徴がある」（同書一三三五頁）。

この研究は、これまでのところ、もつばら当該労働組合の組合員との関係における公正代表義務を対象として進めてこられたものである。今後は、労働協約の拡張適用や、いわゆる三六協定なども視野に入れた、さまざまな形態による非組合員も含めた全従業員の労働条件決定における公正代表義務についても検討が必要となる。退官後における教授のライフワークになるものと思われ、またそうしてくださることを、道幸門下はもちろん学界全体が期待している。

三. 個別的労働関係法

道幸教授は、不当労働行為法理研究の第一人者であるが、集

团的労使関係法のみならず個別的労働関係法の分野にも関心をよせられ、とりわけ労働契約論に関する先駆的な論文・著作を發表している。

1 職場における自立とプライバシー

道幸教授の問題関心は、まず職場における自立とプライバシーに向けられる。職場における〈自立〉や〈プライバシー〉という問題自体が、従来ほとんど論じられてこなかったものであり、テーマ自体がこれまでの労働法学に対する問題提起を意味する。『職場における自立とプライバシー』（一九九五年、日本評論社）は、職場におけるプライバシー権の保護を検討するとともに、業務命令権の理論的課題を取り上げることにより、全体として職場における「労働者の自立」を支える法理の形成を目指したものである。

同書では、労働者の自立のために必要な観点として、①労働者が自主的、主体的な判断によって労働条件を使用者との間において決定すること、②労働者のキャリアや仕事の専門性に見合った決定や実施の権限を保持すること、③職場のプライバシー権を保障し、労働者の私的領域に不当に関与されないこと、④労働条件の集团的な共同決定の実現を図ることの必要性が説

かれ（同書七頁）、なかでも②と③の点について詳細な検討がなされている。具体的には、プライバシーについては、これまで必ずしもプライバシーの問題としては扱われてこなかった事象をも含めて、多様な問題をプライバシー権のもとに統一的に考察し、新たな解釈が示されている（第二章）。また、業務命令権を制約する法理については、従来の判例法理による権利濫用構成の限界があることを踏まえ、業務命令権を的確に行使し、適切な職務を付与する信義則上の義務違反として再構成することが主張されている（第三章）。同書は、職場におけるプライバシー権に関する最初の本格的な著作であり、職場におけるプライバシーや業務命令権を論ずる際の最も基本的な文献として高く評価されている。

その後の研究においても、「職場における人権保障法理の新たな展開」日本労働研究雑誌四四一号（一九九七年）二頁、「自分らしく働く―職場における自立法理の展開」法律時報七三巻九号（二〇〇一年）二三頁、「職場におけるプライバシー権」下井隆史先生古稀記念『新時代の労働契約法理論』（信山社、二〇〇三年）二五九頁において、裁判例の分析を通してプライバシー権や労働者人格権などの新たな権利の形成過程の分析がなされ、その後の判例法理に強い影響を与えている。

2 労働契約論

次に、労働契約論をめぐる問題については、雇用終了、労働条件決定、競業禁止義務などの幅広い分野での一連の業績がある。

雇用終了をめぐる問題については、小宮文人教授（北海学園大学）、島田陽一教授（早稲田大学）とともに執筆した「リストラ時代 雇用をめぐる法律問題」旬報社（一九九八年）が代表的である。同書は、リストラと雇用不安に対処するための法的問題を検討するものであり、判例を正確にふまえてわかりやすく解説がなされるとともに、この分野に関する重要な問題提起を含んだ著作として高い評価を得ている。その他に、「早期退職優遇制度をめぐる法律問題」労働判例七九七号（二〇〇一年）五頁、「整理解雇過程論の試み」労働法律旬報一五〇二号（二〇〇一年）五三頁において、整理解雇法理のあり方が論じられている。

労働条件決定をめぐる問題については、「条文解説 労基法九三条」『基本法コメンタール 労働基準法 第四版』（日本評論社、一九九九年）三二五頁（『成果主義時代のワークルール』（旬報社、二〇〇五年）所収）において、就業規則と労働契約との関連性と就業規則法理の問題点を浮き彫りにされている。また、

労働契約レベルでの合意については多くの問題があるとし、労働者に的確な判断をなさしめるために、使用者に十分かつ適切な情報提供や説明を義務づけることが必要であることを指摘される。関連して、労働契約法制の立法過程をめぐる諸論点については、共同研究として『職場はどうなる 労働契約法制の課題』（明石書店、二〇〇六年）を企画・執筆され、「労働契約法制と労働組合—どうなる労使自治」労働法律旬報一六三〇号（二〇〇六年）四頁では、労基法上の従業員代表制・労使委員会の制度的特徴と問題点を明らかにしたうえで、就業規則法理、組合機能との関連を含めた労使自治のあり方について総合的な検討がなされている。

その他に、「成果主義人事制度導入の法的問題」労働判例九三八、九三九、九四〇号（二〇〇七年）、「競業禁止義務制約の法理」田村善之編著『新世代知的財産法政策学の創成』（二〇〇八年、有斐閣）三二一頁、『変貌する労働時間法理《働くこと》を考える』（法律文化社、二〇〇九年、共著）などがある。数多くの判例研究を含めて、膨大な裁判例を駆使して多彩な論点について検討を加えるという研究スタイルが貫かれている。

3 権利主張の基盤整備

労働条件の不利益変更事案や雇用終了をめぐる紛争が増加し、個々の労働者がそれぞれ自分の権利を守ることが必要になっていくにもかかわらず、従来、学会や実務界において権利教育に対する問題関心は希薄であった。道幸教授は、研究・教育や実務的な経験を通じて、権利教育の必要性についても研究の対象とされ、労働条件の確保、自己決定の実質化のための権利主張の基盤整備、労働法教育の重要性、紛争処理のあり方などについて提言されている。

権利主張の基盤整備については、「権利主張の基盤整備法理」季刊労働法二〇七号（二〇〇四年）二二八頁（『成果主義時代のワークルール』（旬報社、二〇〇五年）所収）が代表的な論文である。同論文は、権利主張のための基盤をいかに整備していくかという問題意識から新たな労働契約法理の構築を論じている。具体的には、労働契約法理の観点として、①労働条件の明示・説明義務、②業務命令権や解雇権等の適正行使・説明義務を考察され、さらに、権利主張の基盤整備という観点から、③労働者の権利主張自体を直接に保護する法理、④権利主張のための知的基盤の整備について論じられている。

労働法教育のあり方については、「労働法教育の課題」日本

労働法学会誌一〇七号（二〇〇六年）一五三頁において、学校教育や社会教育において、十分な教育がなされていないばかりか、むしろ権利主張を行う人間を排除する傾向さえみられる状況を指摘し、学校教育と社会教育の方向性を示されている。また、個別紛争処理のあり方については、「個別労使紛争の増加と処理システム」季刊労働法一九五号（二〇〇一年）五六頁において、実務上の問題点と構想案を含め、個別的労使紛争処理システムについて総合的に検討されている。

これらの権利主張の基盤整備、労働法教育を具体化する試みとして、高校生や社会人の読者を想定した前掲『一五歳のワークルール』（ワークルールの基礎）しっかりとわかる労働法（旬報社、二〇〇九年）、『パワハラにならない叱り方―人間関係のワークルール』（旬報社、二〇一〇年）の一連の著作がある。いずれも、「労働力」ではなく生身の人間として働き続けるために必要な法的知識を身につけるといふ観点から、一般の読者にもわかりやすく説明がなされている。これらの著作は、一般の読者を想定して書かれたものであるが、法的検討の視点が明快に示されており、研究者にとっても有益なものである。

四. 実務と研究活動

研究活動にとどまらず、実務と研究活動との連動を実践している点においても、道幸教授は稀有な研究者である。

道幸教授は、不当労働行為の研究とともに、一九八二年以来北海道労働委員会の公益委員として活躍されている。労働委員会での活動にとどまらず、実務で得た経験をも研究対象とし、「実感的労働委員会論」法律時報七二巻四号、五号（二〇〇〇年）（『不当労働行為法理の基本構造』（北海道大学図書刊行会、二〇〇二年）所収）において労働委員会の運営実態を論じている。これまで労働委員会の運営実態については明らかにしていなかったが、同論文は不当労働行為法理の構築の前提となる貴重な論文である。また、実務での経験をエッセイ等として多数執筆しており、実務での問題点や視点を共有できる機会を提供している（「斡旋の実態 紛争処理ノウハウの共有を」労働法律旬報一四七九号（二〇〇〇年）四頁、「やはりむずかしい個別あっせん」労働基準（二〇〇二年）一月号一頁、「解決A、解決B —北海道地労委における個別あっせん—」Business Labor Trend二〇〇四年三月号四三頁等）。

他方で、前述した権利主張の基盤整備に関する研究活動は、

実際にワークルールの教育活動として実践・展開されている。

二〇〇七年一〇月には、職場においてワークルールを生かすことを目的として、NPO法人「職場の権利教育ネットワーク」を立ち上げ、このNPO法人が主体となつて、ワークルールのための専門家の派遣、ワークルールのための調査・研究、ワークルールの教育の担い手の研修、個別の労働相談などが行われている（「ワークルールを生かす—NPO「職場の権利教育ネットワーク」の立ち上げ」労働法律旬報一六八一号（二〇〇八年）二九頁）。この活動は、「生きる力は、職業能力だけではなく、権利主張をする知識と気構えをも含むもの」であり、「権利教育は、民主主義の担い手を養成するという市民教育でもある」（「働く市民の常識としての労働法」日本労働研究雑誌五五六号（二〇〇六年）一頁）という考えを具体化したものであり、全国に先駆けた北海道独自の取り組みとして注目を集めている。

五. 教育実績

道幸教授は、法学部において労働法等の講義と演習を担当され、法学研究科や法科大学院においてはより専門的・実践的な

講義を展開された。とりわけ演習では、基本の最高裁判例と最新の裁判例を題材にして、学生の自由闊達な議論を喚起するとともに、社会経験の少ない学生に対し、労働現場や労働委員会の見学、実務家との対話、映画鑑賞などの多様な機会を積極的に作ってこられた〔ゼミをおもしろくする工夫〕労働法律旬報一五三二号四頁（二〇〇二年）。労働法の教育のみならず、社会人としてのあり方を教わったゼミ生も数多い。

また、北海道の研究会活動をリードしてきた点も特筆されるべきである。研究会は、北海道大学の社会学を牽引された故保原喜志夫名誉教授のもとで一九七〇年からスタートし、現在では、労働判例研究会を月三回、社会保障法研究会月一回、年間四〇回のペースで開催されている。道幸教授は、四〇年近く継続して研究会活動をしていることになり、研究会において多くの論文作成の着想を得ることができたと述べられている〔問題関心を維持する工夫〕日本労働法学会誌一一六号（二〇一〇年）一一〇頁）。

道幸教授は、保原教授の自由な人柄を引き継がれ、研究会において、専攻や立場に関係なく自由に発言ができる真剣勝負の場を形成された。研究会の運営においては、紛争状態全体や紛争の背景・経緯を把握する視点をもつこと、先例を丹念に調べ

判例上の位置づけを明らかにすること、自由闊達な議論を実現すること、共同研究につなげることに、発表する機会を確保することが重要であると指摘される〔『労働判例研究』のフィールドとしての『北大労働判例研究会』〕法律時報八〇巻一〇号（二〇〇八年）一〇四頁）。研究会を今後とも継続・充実させ、そこでの知見を研究活動につなげていくことが、道幸教授にお世話になった研究者にとって重要な事柄であり、課題といえる。

以上のように、北海道大学に赴任されて以来、道幸教授は教育活動においては非常に熱心に学生の指導にあたられ、また、本研究科を退職された後もご健康に留意され、研究・教育活動の益々のご発展とご活躍を心から祈念する次第である。

【道幸哲也教授の経歴】

- 一九四七（昭和二二）年一月 北海道函館市に生まれる
- 一九七〇（昭和四五）年三月 北海道大学法学部卒業
- 一九七二（昭和四七）年三月 北海道大学大学院法学研究科修士課程（民事法）修了
- 一九七二（昭和四七）年四月 北海道大学法学部助手
- 一九七五（昭和五〇）年四月 小樽商科大学商学部講師

一九八三（昭和五八）年 四月 北海道大学法学部助教

一九八五（昭和六〇）年 六月 北海道大学法学部教授

一九八八（昭和六三）年 三月 法学博士（北海道大学）

二〇〇〇（平成一二）年 四月 北海道大学大学院法学研究科

教授

同委員会会長（二〇〇八年一〇月～現在まで）

北海道最低賃金審議会委員（北海道労働局、一九八三年五月

～現在）

同委員会会長（二〇〇〇年四月～現在まで）

【著書】

『不当労働行為救済の法理論』有斐閣（一九八八年）

『労使関係のルール 不当労働行為と労働委員会』『労働旬報社』（一九九五年二月）

『職場における自立とプライヴァシー』日本評論社（一九九五年一〇月）

『リストラ時代 雇用をめぐる法律問題』旬報社（一九九八年）

小宮文人・島田陽一との共著

『不当労働行為の行政救済法理』信山社（一九九八年）

『労働組合活用のルール』（二〇〇一年、旬報社）

『不当労働行為法理の基本構造』（北海道大学図書刊行会、

二〇〇二年）

『成果主義時代のワークルール』旬報社（二〇〇五年）

『労使関係法における誠実と公正』旬報社（二〇〇六年）一

一三二六頁

【所属学会】

日本労働法学会（二〇〇五年一〇月～二〇〇七年四月まで代

表理事）

日本社会保障法学会

【主たる社会貢献等】

学術審議会専門委員科学費研究費分科会（旧文部省、一九九七

年一月～一九九九年一月）

北海道地方社会保険医療協議会委員（旧厚生省、二〇〇〇年

一〇月～二〇〇二年九月）

札幌市情報公開・個人情報保護審議会委員（札幌市、二〇〇九

年四月～現在 二〇一一年三月）

北海道労働委員会公益委員（北海道労働局、一九八二年五月

～現在）

『職場はどうなる 労働契約法制の課題』（小宮文人・本久洋
一・紺屋博昭他）明石書店（二〇〇六年）

『一五歳のワークルール』旬報社（二〇〇七年）

『不当労働行為の成立要件』（二〇〇七年、信山社）

『変貌する労働時間法理《働くこと》を考える』（共著）

（二〇〇九年、法律文化社）

『ワークルールの基礎』（二〇〇九年、旬報社）

『労働組合の変貌と労使関係法』（二〇一〇年、信山社）

『パワハラにならない叱り方―人間関係のワークルール』

（二〇一〇年、旬報社）

【論文】

1 アメリカにおける「不当労働行為制度」の形成（一）（二）

『北大法学論集』二四卷一号

三号（一九七四年）

2 文献研究〈日本の労働法学〉不当労働行為の救済

『季刊労働法』九四号（一九七四年）

3 アメリカ法における団交拒否の救済

『日本労働協会雑誌』一八八号（一九七四年）

4 管理職への昇進と不当労働行為

『商学討究』二七卷三号

四号（一九七七年）

5 不当労働行為制度によって保護される「権利の性質」（二）

（一）（三）

『北大法学論集』二六卷三号

四号

二七卷二号（一九七七年）

6 企業情報の組合への開示義務

『季刊労働法』一〇七号（一九七八年）

7 不当労働行為の救済

労働法文献研究会『文献研究 労働法学』（一九七八年）

8 米国におけるバックペイ法理の展開（上）（下）

『判例タイムズ』三八〇号

三八二号（一九七九年）

9 誠実団交義務と自由取引

『学会誌労働法』五四号（一九七九年）

10 アメリカのレイオフ制度

『季刊労働法』一一三号

11 タフト・ハートレー法改正の動向

『学会誌労働法』五五号（一九八〇年）

- 12 争議行為による労働不提供と賃金カット
『商学討究』三二巻一号（一九八〇年）
- 13 誠実団交義務法理の形成
—ワグナー法制定までの経緯—
『北大法学論集』三二巻三号
四号（一九八一年）
- 14 労働条件の変更と誠実団交義務（上）（下）
「一方的変更（unilateral change）の禁止」法理について
『日本労働協会雑誌』二六七号
一六八号（一九八一年）
- 15 前提条件・妥結月払い方式
現代労働法講座八『不当労働行為』二（一九八二年）
- 16 組合脱退法理の再検討
『商学討究』三三巻一号（一九八二年）
- 17 原職復帰命令の法理論
—日米法理の比較—
『北大法学論集』三四巻二号（一九八三年）
- 18 カナダ（B・C州）における不当労働行為事件の処理
『日本労働協会雑誌』三〇三号（一九八四年）
- 19 アメリカ不当労働行為制度を支える法理
—制度観の相克（上）（下）—
- 20 外尾健一編『団結権侵害とその救済』有斐閣（一九八五年）
人事協議・同意条項をめぐる判例法理の展開（一）（二）
—昭和五〇年代の裁判例の検討—
『労働判例』四四七号
四四八号（一九八五年）
- 21 誠実団交義務の法理論
外尾健一編『不当労働行為の法理』有斐閣（一九八五年）
協約の地域的拡張適用制度の基本問題（上）（下）
『判例タイムズ』五七八号
五七九号（一九八六年）
- 22 労働組合の公正代表義務—新法理への模索—
『日本労働法学会誌』六九号（一九八七年）
- 23 バック・ペイ法理の再検討
『季刊労働法』一四八号（一九八八年）
- 24 組合申立の法構造—不当労働行為制度における組合と組合員（一）（二）
『北大法学論集』三八巻五号 六号
三九巻一号（一九八八年）
- 25 経営参加と不当労働行為—アメリカにおける不当労働行為
- 26 制度観の相克（上）（下）

- 『判例時報』一三三二五
一三三八(一九九〇年)
- 27 職場におけるプライヴァシーの保護(上)(中)(下)
『判例タイムズ』七二一
七二二
七二三(一九九〇年)
- 28 ポスト・ノータイス命令の法理論(上)(下)
『中央労働時報』八二一
八二三(一九九一年)
- 29 不当労働行為制度の現代的課題
『学会誌労働法』七七号(一九九一年)
- 30 団体交渉権保障の法理(上)(下)
― 団交拒否紛争をめぐる判例法理の展開と問題点―
『労働法律旬報』一二七三号
一二七四号(一九九一年)
- 31 労使自治と不当労働行為
『季刊労働法』一六一号(一九九一年)
- 32 職場における労働者の自立―労働契約・業務命令権法理の
再検討―
『季刊労働法』一六五号(一九九二年)
- 33 共同研究・従業員代表制を考える(上)
日本労働研究機構 調査研究報告書一九九三 No.三八
(一九九三年)
- 34 労働委員会命令の司法審査―取消訴訟法理の再検討(一)
―(六)―
『法律時報』六五卷一〇号 七二一 七七頁
一一号 八四一 八九頁
一二号 八五一 九二頁
六六卷 一号一〇五一―一一頁
二号 二四一 二七頁
三号 二〇一 二五頁
- 35 不利益取扱い禁止の法理
『日本労働研究雑誌』No.四二一 一五一―二四頁(一九九四
年五月)
- 36 業務命令権と労働者の自立
『法律時報』六六卷九号(一九九四年七月)
- 37 「雇用終了法理を考える・突然の解雇はないよ(三の二)(三
の二)」
『法学セミナー』一九九五年一月号 九八一―一〇二頁
一二月号一〇〇一―一〇四頁

- 38 「職場における自立と協調性―協調性欠如を理由とする解雇の法理」
『季刊労働法』一七七号八六一―九七頁（一九九五年）
- 39 「組合併存下における労働条件決定過程と団交権保障（上）（下）」
『法律時報』六八巻七号三二―四一頁
八号六五―六九頁（一九九六年）
- 40 「職場における人権保障法理の新たな展開」
『日本労働研究雑誌』四四一号二―一頁（一九九七年）
- 41 「一人組合の申立適格」
『労働法律旬報』一四〇一号二八―三二頁（一九九七年）
- 42 「不当労働行為救済法理の独自性（上）（下）」
『判例時報』一五八九号二―一―三二頁
一五九〇号一五―二六頁（一九九七年）
- 43 「管理職の組合結成・加入をめぐる法律問題」
『労働判例』七二〇号六一―七頁（一九九七年）
- 44 「労働組合員たることの保護法理」
『法律時報』七〇巻一〇号（一九九八年）四三―四九頁
- 45 「労働組合政策の回顧と労使関係政策の課題」
『日本労働研究雑誌』四六三号四〇頁―四九頁（一九九九年）
- 46 「団結権保障システムの展開と課題」
北海道大学法学部ライブラリー『人権論の新展開』
二九〇―三三九頁（一九九九年）
- 47 「不当労働行為の成否判断基準」
『日本労働法学会誌』九四号一四七―一六四頁（一九九九年）
- 48 「救済命令の司法審査法理」
『季刊労働法』一八八号一四―二三頁（一九九九年）
- 49 「実感的労働委員会論（上）（下）」
『法律時報』七二巻四号四二―五三頁（二〇〇〇年）
七二巻五号八三―八七頁（二〇〇〇年）
- 50 「配転の不当労働行為性の判定視角」
『労働法律旬報』一四七八号（二〇〇〇年）三八―四八頁
- 51 「二一世紀の労働組合と団結権」二―一七頁
- 52 「団体交渉権の法的構造」六六―八四頁
- 53 「講座二一世紀の労働法八巻」有斐閣（二〇〇〇年）
「個別労使紛争の増加と処理システム」
- 54 「季刊労働法」一九五号（二〇〇一年）五六―六八頁
「早期退職優遇制度をめぐる法律問題」
- 55 「労働判例」七九七号（二〇〇一年）五一―一頁
「整理解雇過程論の試み」

- 56 『労働法律旬報』一五〇二号(二〇〇一年)五三一・五九頁
 「労使関係法の将来」
- 『日本労働法学会誌』九七号(二〇〇一年)一八七―
 二〇三頁
- 57 「自分らしく働く―職場における自立法理の展開」
 『法律時報』七三卷九号(二〇〇一年)二三三―三〇頁
- 58 「不当労働行為法理の基本構造 上下」
 『法律時報』七三卷一―号(二〇〇一年)六三―七二頁
 七三卷一―号(二〇〇一年)
- 59 「労働過程におけるミスを理由とする使用者からの損害賠償法理」
 『労働判例』八二七号(二〇〇二年)六一―一四頁
 「職場におけるプライバシー権」
 下井隆史先生古稀記念『新時代の労働契約法理論』
 (二〇〇三年、信山社)二五九―二九六頁
- 61 「公務員労働団体の代表法理―公務員の労働条件決定システムを支える法理」
 『日本労働法学会誌』一〇一―号(二〇〇三年)三九―五五頁
- 62 「労働協約による労働条件の不利益変更と公正代表義務
- ―判例法理の検討と公正代表義務法理の再構築―(一)(二)
 (三)(四)」
 『労働判例』八五一号五―一四頁(二〇〇三年)
 八五三号五―一三頁
 八五五号五―一頁
 八五七号五―一二頁
- 63 「組合申立による個人利益の救済」
- 64 「集団的労使紛争処理システムからみた不当労働行為制度の見直し」
 『季刊労働法』二〇五号(二〇〇四年)九七―一八頁
 「労組法改正と労働委員会システムの見直し」
 『日本労働法学会誌』一〇四号(二〇〇四年)一〇二―
 一一三頁
- 65 「団交権保障と団交拒否紛争の処理」
- 66 「労働法律旬報」一五八六号(二〇〇四年)二六―三三頁
- 67 「団交権保障の意義と重疊的使用者概念―大阪証券取引所事件・東京地判の検討」
 『労働法律旬報』一五八七号(二〇〇四年)四―一一頁
- 68 「権利主張の基盤整備法理」

- 『季刊労働法』二〇七号(二〇〇四年)一二八―一六五頁
 69 「不当労働行為審査はどうなるか ―二〇〇四年労組法改正のめざしたもの」
 『労働法律旬報』一五九一―九二二号(二〇〇五年)六八―七四頁
- 70 The Labor Relations Commission as an Organization to Resolve Collective Labor Disputes Japan Labor Review vol.3 No.1 2006 pp.32-50
- 71 「労働法教育の課題」
 『日本労働法学会誌』一〇七号(二〇〇六年)一五三―一六一頁
- 72 「条文解説 労基法九三条」
 金子政史・西谷敏『基本法コンメンタール 労働基準法五版』(二〇〇六年・日本評論社)三六四―三七三頁
- 73 「競業禁止義務制約の法理」
 『知的財産法政策学研究』一一号(二〇〇六年)二〇五―二三〇頁
- 74 「渡島信金会員代表訴訟事件と理事の善管注意義務・忠実義務」
 『季刊 企業と法創造』二巻二・三合併号(二〇〇六年) 三二―四七頁
- 75 「労働契約法制と労働組合 ―どうなる労使自治」
 『労働法律旬報』一六三〇号(二〇〇六年)四―二二頁
- 76 「揺れ動く『労使委員会』構想」
 『民商法雑誌』一三四卷六号(二〇〇六年)一―二三頁
- 77 「親会社の団交応諾義務」
 『季刊労働法』二一六号(二〇〇七年)一六五―一七八頁
- 78 「労働法判例総合解説三九 不当労働行為の成立要件」
 信山社(二〇〇七年)一―二〇頁
- 79 「成果主義人事制度導入の法的问题(一)(二)(三)」
 『労働判例』九三八号五―一三頁
 『労働判例』九三九号五―一頁
- 80 「最低賃金額決定手続と最低賃金法の改正」
 『季刊労働法』二一八号(二〇〇七年)一一九―一二七頁
- 81 「競業禁止義務制約の法理」
 田村善之編著『新世代知的財産法政策学の創成』(二〇〇八年、有斐閣)三二―三三六頁
- 82 「労働条件の不利変更をめぐる紛争化・公共化の諸相」
 『法社会学』六八号(二〇〇八年)一六〇―一六八頁

83 「公務員労働法における団交・協約法制」

『季刊 労働法』二二二号（二〇〇八年）七八―八七頁

84 「解体が見直しか ―労働組合法の行方（一）（二）（三）」

『季刊労働法』二二二号―二二二―三五頁

二二二号―二七―一四五頁

二二三号（二〇〇八年）九三―一二二頁

85 「企業組織再編と労使関係法」

早稲田大学二一世紀COE叢書・企業社会の変容と法創造

六卷

『労働と環境』（〇八年、日本評論社）一〇三―一二二頁

86 「確認的救済命令の適否」

『中央労働時報』一〇九四号（二〇〇八年）九―一四頁

87 「組合申立の法理 ―労働委員会手続における組合員と組

合」

『中央労働時報』一〇九八号（二〇〇九年）二―七頁

88 「団結権侵害を理由とする損害賠償法理（一）（二）」

『季刊労働法』二二六号（二〇〇九年）一四―一五七頁

二二七号（二〇〇九年）一八―一三〇頁

89 「日本の不当労働行為制度を支える法理」

『韓国労働法ジャーナル』三二二号（〇九年）五八―九一

六一―六頁

90 不況日本の経済社会と法律問題「雇用と法」

『法学セミナー』二〇一〇年六月号（二〇一〇年）一四―

一七頁

【判例解説】

1 和高教組事件 地公法三七条一項の違憲性

『判例評論』一七九号（一九七四年）

共同執筆

2 Cort v. Ash 会社選挙資金支出の違法性

『アメリカ法』一九七六―二（一九七六年）

3 日本メール・オーダー事件 併存組合下の賃金差別

『ジュリスト』六一五号（一九七六年）

4 油研工業事件 社外工の使用者

『民商法雑誌』七六卷二号（一九七七年）

5 第二鳩タクシー事件 バック・ペイと中間収入

『判例評論』二二二号（一九七七年）

6 日産自動車事件 併存組合下の残業差別

『労働判例』二九三号（一九七八年）

7 三菱重工事件 協約失効と便宜供与

- 8 『判例評論』二五三号（一九八〇年）
Teamsters v. U.S. 公民権法と先任権制度
『アメリカ法』一九七九—二（一九八〇年）
- 9 旭ダイヤモンド工業事件 共同交渉拒否の不当労働行為性
『季刊労働法』一一六号（一九八〇年）
- 10 日本IBM事件 特定職位への昇進命令
『ジュリスト』七二〇号（一九八〇年）
- 11 日産自動車事件 組合事務所貸与の組合間差別
『労働判例』三三三—三三三号（一九八一年）
- 12 北辰電機製作所事件 集団的賃金差別事件における「立証方法」
『季刊労働法』一一三三号（一九八二年）
- 13 学習研究社事件 緊急命令の必要性
『判例評論』二八九号（一九八三年）
- 14 全日本検数協会大阪支部事件 組合欠勤と賃金カット
『季刊労働法』一一二七号（一九八三年）
- 15 西日本重機事件 争議を理由とする一時金カット
『労働判例』四一〇号（一九八三年）
- 16 帯広市職労事件 混合組合の協約締結検
『学会誌労働法』六三三号（一九八四年）
- 17 日本メール・オーダー事件 前提条件の諾否に由来する差別
『労働判例』四三二—四三二号（一九八四年）
- 18 新宿郵便局事件 救済の必要性なしとの理由による棄却
『判例評論』三〇七号（一九八四年）
- 19 布施自動車教習所事件 事前協議条項の効力等
（大阪高判五九・三・三〇）『判例評論』三二二—三二二号（一九八五年）
- 20 明光写製作所事件 不利益取扱い事件における組合の被救済利益
（東京地判六〇・五・二七）『判例評論』三三三—三三三号（一九八六年）
- 21 北海道釧路病院事件 混合組合の法的地位
（札幌高判昭五六・九・二九）『公務員判例再選』（一九八六年）
- 22 済生会中央病院事件 病院の被申立人適格
（最一小判昭六〇・七・一九）『学会誌六七号』（一九八六年）
- 23 旭ダイヤモンド工業事件 組合固有の救済利益
（最一小判昭六一・六・一〇）『労働法律旬報一一五一号』（一九八六年）
- 24 日立製作所事件 残業命令拒否を理由の懲戒解雇
（東京高判昭六一・三・二七）『判例評論』三三三—三三三号（一九八六年）

- 25 ネットスル事件 緊急
 (東京地決昭六一・二・二)『判例評論』三四〇号(一九八七年)
- 26 あけぼのタクシー事件 バックベイからの中間収入控除
 (最一小判昭六一・四・二)『判例評論』三四八号(一九八八年)
- 27 日産自動車事件 事務所等貸与の組合間差別
 (最一小判昭六一・五・八)『学会誌』七一号(一九八八年)
- 28 兵庫県教委事件 団交拒否を理由とする地位確認請求
 (神戸地判昭六三・二・一九)『判例評論』三六四号(一九八九年)
- 29 三菱電機事件 解雇後長期間経てからの団交要求
 (東京地判昭六三・一・二二)『判例評論』三七〇号(一九八九年)
- 30 済生会中央病院事件 チェックオフの中止と不当労働行為
 (最一小判平一・二・一一)『ジュリスト』九五三号(一九九〇年)
- 31 亮正会高津中央病院事件 ポスト・ノータイス命令
 (最一小判平二・三・六)『民商法雑誌』一〇三卷二号(一九九〇年)
- 32 社会保険診療報酬支払基金事件 女子の昇格差別
 (最一小判平七・二・二三)『民商法雑誌』一一四一―一二四一―三七頁(一九九六年)
- 33 (東京地判平二・七・四)『判例評論』三八五号(一九九一年)
 朝日放送事件 重畳の使用概念
 (東京高判平四・九・一六)『労働旬報社』一三一―一三二頁(一九九三年)
- 34 J R 東日本事件 出向先における情宣活動の正当性
 (東京高判平五・二・一〇)『ジュリスト』一〇二六号(一九九三年)
- 35 ヒノヤタクシー事件 救済命令取消訴訟の提起と訴権の濫用
 (盛岡地判平五・一・五)『法律時報』六七卷四号九九―一〇二頁(一九九五年)
- 36 山陽物産事件 男女賃金格差の合理性
 (東京地判平六・六・一六)『判例評論』四三四号二三五―二三八頁(一九九五年)
- 37 ネスレ日本事件 チェックオフ分の申立組合への支払い命令
 高知県観光事件 差し違え条件と残業差別
 (最一小判平七・四・一四)『ジュリスト』一〇九一―一〇九二号(一九九六年)

- (一九九六年) 一九八一—二〇〇頁
『法律時報』六八卷二〇号(一九九六年) 一〇〇—一〇三頁
- 39 オリエンタルモーター事件 組合集会・組合加入調査
(最二小判平七・九・八)『判例評論』四五〇号(一九九六年)
二二八—二三三頁
- 40 山口観光事件 解雇後判明した懲戒事由
(最一小判平八・九・二六)『労働法律旬報』一四〇五号四六—四五二頁(一九九七年)
- 41 朝日自動車労組事件 協約の不利益変更と内部問題
(大阪地判平九・二・二四)『法律時報』七〇卷六号一二五—一二八頁(一九九八年)
- 42 J R採用差別事件 J Rの使用者性
(東京地判平一〇・五・二八)『判例評論』四八二号二二—二二七頁(一九九九年)
- 43 日本貨物鉄道事件 証人出頭時の差別と不当労働行為
(大阪地判平一〇・一〇・二二六)『労判』七六七号七一—三頁(一九九九年)
- 44 日産自動車事件 併存組合下での使用者の中立保持義務
(最三小判昭六〇・四・二三)産労総合研究所編『人事・労務の法律相談』三三三—三三八頁(二〇〇一年)
- 45 大和銀行事件 早期退職優遇制度適用についての使用者の承諾義務
(大阪地判平一二・五・一一)『法律時報』七三卷一〇四—一〇七頁(二〇〇一年)
- 46 都南自動車教習所事件 様式を欠く労使間合意の効力
(最三小判平一三・三・一一三)『判例評論』五一五号一八九—一九二頁(二〇〇二年)
- 47 大阪教育合同労組事件 混合組合の不当労働行為救済申立適格
(大阪高判平一四・一・一一三)『法律時報』七四卷一二二—一二五頁(二〇〇二年)
- 48 ネスレ日本事件 救済命令の限界
(最一小判平七・二・二三三)『労働判例百選(七版)』(二〇〇二年)
- 49 日本IBM事件 賃金制度の不開示と誠実交渉義務
(東京地判平一四・二・二二七)『法律時報』七五卷九号一〇二—一〇五頁(二〇〇三年)
- 50 J R北海道事件 J R発足時の採用差別
(最一小判平一五・一一・二二二)『法律時報』七六卷三号

- 一三三頁(二〇〇四年) 『法学セミナー』五九二号一二二頁(二〇〇四年)
- 『ジュリスト』平成一五年度重要判例解説』一二六九号
二二〇一―二二三頁(二〇〇四年)
- 51 J R 東日本等事件 申立人とならなかった組合員の訴訟参加の許否
(最一小判平一四・九・二二〇) 『法律時報』七六卷五号九九
一〇二頁(二〇〇四年)
- 52 フジ興産事件 周知を欠く就業規則の効力
(最一小判平一五・一〇・一〇) 『法学セミナー』五九五号
一二五頁(二〇〇四年)
- 53 東朋学園事件 産後休業等に基づく欠勤を理由とする賞与不支給
(最一小判平一五・一二・四) 『法学セミナー』五九八号
一二二頁(二〇〇四年)
- 54 大阪証券取引所事件 証券会社従業員との関係における取引所の使用者性
(東京地判平一六・五・一七) 『法学セミナー』六〇一号
一二五頁(二〇〇五年)
- 55 京都市交通局事件 支配介入事件に対する個人申立の適否
- (最一小判平一六・七・一二) 『法学セミナー』六〇四号
一四九頁(二〇〇五年)
- 『民商法雑誌』一三一巻六号九三〇―九三四頁(二〇〇五年)
- 56 東芝労働組合事件 二重組合所属の合意と脱退の許否
(東京高判平一六・七・一五) 『法学セミナー』六〇七号
一二五頁(二〇〇五年)
- 57 近畿コカコーラボトリング事件 不更新条項に基づく雇止め
(大阪地判平一七・一・一三) 『法学セミナー』六一〇号
一三〇頁(二〇〇五年)
- 58 日本アイ・ビー・エム事件 スタッフ専門職の組合員資格の否認と不当労働行為
(『法学セミナー』六一三号一二五頁(二〇〇六年))
- 59 アートネーチャー事件 競業禁止義務違反を理由とする損害賠償
(東京地判平一七・一二・二三) 『法学セミナー』六一六号
一二四頁(二〇〇六年)
- 60 日本郵便通送事件 労働協約の改訂と公正代表義務
(『法学セミナー』六一九号一二二頁(二〇〇六年))
- 61 安威川生コン工業事件 ロックアウトの正当性

- 62 『法学セミナー』六二二号二二三頁(二〇〇六年)
 豊国工業事件 社会保険加入義務
 『法学セミナー』六二五号一四頁(二〇〇六年)
- 63 J R 東海事件 中間管理職の反組合的行為の使用への帰責
 『法学セミナー』六二八号二〇頁(二〇〇七年)
 『法律時報』七九卷一〇九一―一二頁(二〇〇七年)
 根岸病院事件 取消訴訟と行政事件訴訟法二二条の参加
 『判例評論』五七八号二〇二―二〇七頁(二〇〇七年)
- 64 ノイズ研究所事件・東京高判 就業規則による成果主義賃金制度の導入
 『法学セミナー』六三一号一二三頁(二〇〇七年)
- 65 自治労・公共サービスクラウド他事件・東京地判 ピケティング
 『法学セミナー』六三四号一六頁(二〇〇七年)
- 66 東急バス事件・神奈川厚生農業協同組合連合会 チェックオフ
 『労働法律旬報』一六五八号三七―四三頁(二〇〇七年)
- 67 東京海上日動火災保険事件・東京地判 配転命令
 『法学セミナー』六三八号二二八頁(二〇〇八年)
- 68 松下 PDP 事件・大阪地判 偽装請負と雇用契約関係
 『法学セミナー』六四一号二二五頁(二〇〇八年)
 『法律時報』八〇巻六号一四一―一七頁(二〇〇八年)
- 69 根岸病院事件・東京高判 非組合員の労働条件が義務的交渉事項か
 『法学セミナー』六四四号一三七頁(二〇〇八年) 『判例評論』五九四号一八九―一九三頁(二〇〇八年)
- 70 関西大学事件・大阪地判 保護者への対応を理由とする停職処分
 『法学セミナー』六四七号一三〇頁(二〇〇八年)
- 71 新国立劇場事件・東京地判 労働組合法上の使用者
 『法学セミナー』六五〇号二二九頁(二〇〇九年)
- 72 『労働法律旬報』六八七・六八八号五七―六五頁(二〇〇九年)
 J R 北海道事件・東京地判 配転の不当労働行為性
 『季刊労働法』一三四号二二六―二四六頁(二〇〇九年)
- 73 『法学セミナー』六五三号二二五頁(二〇〇九年)
 野村総合研究所事件・東京地判 就業規則の不利変更の争い方
 『法学セミナー』六五六号一四一頁(二〇〇九年)
- 74 ネスレ日本島田工場事件・東京地判 団交命令の拘束力
- 75

『法学セミナー』六五九号一二九頁(二〇〇九年)

『速報判例解説』六卷二二七―二四〇頁(二〇一〇年)

76 日本メールオーダー事件・東京地判 職務給制度の隠蔽

『法学セミナー』六六二号一三三頁(二〇一〇年)

77 全日通労組事件・大阪高判 役員立候補ビラ削除

『法律時報』八二卷一―一五二―一五五頁(二〇一〇年)

『速報判例解説』七卷二二九―二三三頁(二〇一〇年)

法学セミナー〈最新判例演習室〉

一九八九年五月号以降

食堂の使用制限と不当労働行為

(最一小判昭六三・七・一九) 五月号一二七頁

協約による労働条件の切り下げと公正代表義務

(神戸地裁姫路支部 昭六三・七・一八) 六月号一一二頁

休職期間満了を理由とする退職扱いの不当労働行為性

(最一小判 昭六三・九・八) 七月号一三二頁

長期年休と使用者の時季変更権

(東京高判 昭六三・一一・一九) 八月号一〇五頁

掲示板貸与の組合間差別と不当労働行為

(最一小判 平一・一・一九) 九月号二二五頁

割増賃金の算定基礎となる諸手当

(最一小判 昭六三・七・二四) 一〇月号一三三頁

解雇延長期間経てからの団交申し入れと拒否の正当性

(東京地判 昭六三・一一・二二) 一十一月号一三二頁

使用者の損害賠償債務の履行と労災保険法上の請求権の代位

(最一小判 平一・四・二七) 一二月号一〇三頁

一九九〇年一月号以降

協約失効時における退職金額の決定

(最一小判 平一・九・二七) 一月号一〇五頁

雇用調整を目的とする出向命令と整理解雇法理

(大阪地決 平一・六・二七) 二月号一二二頁

協約の一部のみの解約の可否

(大阪地判 平一・一・三〇) 三月号一一五頁

チェック・オフの中止と不当労働行為の成否

(最一小判 平一・一一・一一)

労基法、労組法上の権利行使と欠勤評価の適否

(最一小判 平一・一一・二四) 五月号一三五頁

降職処分と懲戒権の限界

(高松地判 平一・五・二五) 六月号一三七頁

併存組合下のユニオン・シヨップ協定の効力

(最一小判 平一・二二・二四) 七月号一七頁

労働組合の加入承認義務

(横浜地判 平一・九二・二六) 八月号二三頁

労基法上の労働時間の意義

(長崎地判 平一・二二・一〇) 九月号二二九頁

ポスト・ノテイス命令と労働委員会の裁量

(最一小判 平二・三三・一六) 一〇月号二三頁

パートタイマーに対する整理解雇法理の適用

(大阪地決 平二・二二・一〇)

書面交渉の固執と誠実団交義務

(東京地判 平二・四・一一) 一二月号二二九頁

一九九一年一月号以降

適正判断のための期間設定の意義

(最一小判 平二・一六・一五) 一月号一三一頁

人事院勧告の完全実施を求める争議行為の適否

(東京地判 平一・一〇・三二) 二月号一二二頁

女子の昇格差別に対する法的救済のあり方

(東京地判 平二・一七・四) 三月号一三三頁

協約解約後の就業規則による労働条件の変更

(東京地判 平二・一〇・二九) 四月号二二九頁

不倫行為を理由とする長期自宅待機命令の効力

(静岡地判 平二・三三・三三) 五月号二二九頁

協定書の作成拒否と誠実団交義務

(大阪地判 平二・一〇・二八) 六月号一三七頁

労働契約の合意解約の成否

(神戸地姫路支判 平二・九・一七) 七月号二二二頁

降格「処分」の法的性質と限界

(神戸地判 平三・三・一四) 八月号二二九頁

組合の内部紛争に対する司法審査の適否・範囲

(浦和地決 平二・七・二六) 九月号一四五頁

不当労働行為性

(最一小判 平三・二二・二二) 一〇月号二二九頁

課長への不昇格措置の不当労働行為性と救済命令のあり方

(秋田地判 平二・一二・一七) 十一月号一四七頁

退職金不支給規定の効力

(名古屋高判 平二・八・三二) 十二月号一三三頁